

平成 30 年度実施
法科大学院認証評価
評価報告書

学習院大学大学院法務研究科
法務専攻

平成 31 年 3 月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 章ごとの評価	9
第 1 章 教育の理念及び目標	9
第 2 章 教育内容	10
第 3 章 教育方法	16
第 4 章 成績評価及び修了認定	18
第 5 章 教育内容等の改善措置	22
第 6 章 入学者選抜等	23
第 7 章 学生の支援体制	26
第 8 章 教員組織	28
第 9 章 管理運営等	31
第 10 章 施設、設備及び図書館等	32
第 11 章 自己点検及び評価等	34
<参 考>	37
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	39
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	40

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、法科大学院を置く国・公・私立大学の関係者に対し、法科大学院認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、法科大学院を置く大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

30年7月	書面調査の実施
8月	教員組織調査専門部会 ・授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査 評価部会 ・基準ごとの判断の検討 ・書面調査による分析結果の整理
9月	運営連絡会議 ・書面調査による分析結果の審議・決定
10月～11月	訪問調査の実施
12月	評価部会 ・評価結果（原案）の作成
31年1月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果（案）の取りまとめ
2月	評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果の確定

3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成31年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

◎磯村保	早稲田大学教授
逢見直人	日本労働連合総連合会会長代行
大澤裕	東京大学教授
奥田隆文	森・濱田松本法律事務所弁護士
奥村丈二	中央大学教授
加藤哲夫	早稲田大学教授
金井康雄	元札幌高等裁判所長官
紙谷雅子	学習院大学教授
唐津恵一	東京大学教授
○木村光江	首都大学東京教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
佐伯仁志	東京大学教授
潮見佳男	京都大学教授
鈴木巧	司法研修所教官
土屋美明	共同通信社客員論説委員
中川丈久	神戸大学教授
野坂泰司	学習院大学教授
長谷川晃	北海道大学教授
濱田毅	同志社大学教授
松下淳一	東京大学教授
牟田哲朗	平和台法律事務所弁護士
村中孝史	京都大学教授
山本和彦	一橋大学教授
吉原和志	東北大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

荒木尚志	東京大学教授
磯村保	早稲田大学教授
大澤裕	東京大学教授
奥田隆文	森・濱田松本法律事務所弁護士
加藤哲夫	早稲田大学教授
木村光江	首都大学東京教授
酒井啓亘	京都大学教授
潮見佳男	京都大学教授
茶園成樹	大阪大学教授
○中川丈久	神戸大学教授
野坂泰司	学習院大学教授
服部高宏	京都大学教授
松下淳一	東京大学教授
松本和彦	大阪大学教授
◎山本和彦	一橋大学教授
吉原和志	東北大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第5部会)

稲葉馨	東北大学名誉教授
遠藤浩一	今村記念法律事務所弁護士
唐津恵一	東京大学教授
久保大作	大阪大学教授
○佐久間毅	同志社大学教授
◎服部高宏	京都大学教授
廣澤努	熱田・廣澤法律事務所弁護士
松田岳士	大阪大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

青井未帆	学習院大学教授
浅野博宣	神戸大学教授
荒木尚志	東京大学教授
宇藤崇	神戸大学教授
太田匡彦	東京大学教授
小木曾綾	中央大学教授
奥村丈二	中央大学教授
○尾島茂樹	金沢大学教授
加藤新太郎	中央大学教授
北川佳世子	早稲田大学教授
北村雅史	京都大学教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
酒井啓亘	京都大学教授
菅原郁夫	早稲田大学教授
只木誠	中央大学教授
茶園成樹	大阪大学教授
中野俊一郎	神戸大学教授
服部高宏	京都大学教授
深澤龍一郎	名古屋大学教授
藤本亮	名古屋大学教授
前田陽一	立教大学教授
三木浩一	慶應義塾大学教授
水島郁子	大阪大学教授
◎吉原和志	東北大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、機構が定める評価基準に適合しているか否かを記述しています。

また、評価基準に適合していないと判断された場合は、その理由を、満たしていない基準については、その具体的な内容を記述しています。

さらに、指摘事項（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 章ごとの評価」

「Ⅱ 章ごとの評価」では、章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 指摘事項」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）を指摘事項として抽出し、記述しています。

なお、指摘事項を抽出する際、以下の考え方を参考にしています。

- ・ 「優れた点」については、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの。
- ・ 「特色ある点」については、「優れた点」とまではいえませんが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの。
- ・ 「留意すべき点」については、「改善すべき点」とまではいえませんが、注意を促す必要があると判断されるもの。
- ・ 「改善すべき点」については、基準を満たしていないとまではいえませんが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善すべきであると判断されるもの。
- ・ 「是正を要する点」については、基準を満たしておらず、速やかな是正が必要と判断されるもの。

(※ 評価結果の確定前に対象法科大学院に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象法科大学院から提出された自己評価書の「i 現況及び特徴」及び「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象法科大学院を置く大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象法科大学院すべての評価結果を取りまとめ、「平成30年度法科大学院認証評価実施結果報告」として、ウェブサイト (<https://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

学習院大学大学院法務研究科法務専攻は、大学改革支援・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

当該法科大学院の優れた点として、次のことが挙げられる。

- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員 16 年以上の実務経験を有している。
- すべての専任教員の授業負担が、年間 20 単位以下にとどめられている。

当該法科大学院の特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 学術奨励と経済援助を目的とする当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。
- 自己の研究を促進し、教育の充実を図ることを目的として学習院大学法科大学院研究休暇制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

当該法科大学院の留意すべき点として、次のことが挙げられる。

- 授業科目「法曹倫理」、「民事模擬裁判」及び「刑事模擬裁判」において、学部生の履修を許可する際に明確な学力要件を設けていないことから、法科大学院としてふさわしい水準・内容・方法で実施するに当たって問題が生じないよう取扱いに留意する必要がある。
- 平成 27 年度及び平成 28 年度において入学者選抜における競争倍率が 2 倍を下回っていることから、2 倍を下回らないよう留意する必要がある。

当該法科大学院の主な改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 授業科目「法文書作成指導 1」、「法文書作成指導 2」、「法文書作成指導 3」及び「法文書作成指導 4」について、担当教員によって授業内容にばらつきがみられることから、同一授業科目であること及び必修科目として開講する趣旨を損なわないよう、開講形態について改善を図る必要がある。
- 授業科目「法文書作成指導 1」、「法文書作成指導 2」、「法文書作成指導 3」及び「法文書作成指導 4」について、担当教員によって授業内容が法律基本科目の内容にとどまっていることから、必修科目として開講する場合には、科目区分（基準 2-1-3）、法律基本科目の必修総単位数（基準 2-1-5）、法律実務基礎科目として修得することが求められる単位数（基準 2-1-6）、修了要件単位数に占める法律実務基礎科目の単位数及び法律基本科目以外の科目の単位数に関する規定（基準 4-2-1）に適合しない状態が生じている可能性があり、改善を図る必要がある。
- 一部の授業科目において、当該法科大学院で定められた各ランクの分布の在り方に関する法科大学院としての一般的な方針とは異なる分布で成績評価が行われているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 一部の授業科目において、平常点の成績がほぼ一律満点となっているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 成績評価に関するデータが兼任教員に共有されていないため、成績評価に関するデータの共有について検討・改善を図る必要がある。
- 成績評価における考慮要素のうち平常点に出席点を加味しないことについて、兼任教員に周知されていないため、授業科目を担当する全教員に周知徹底する必要がある。

- 平成 26 年度及び平成 30 年度に入学定員充足率が 50%を下回っていることから、所定の入学定員と乖離しないための改善措置を講じる必要がある。
- 一部の授業科目において、試験答案が保管されていないため、すべての授業科目について適切な方法で試験答案を保管する必要がある。

II 章ごとの評価

第1章 教育の理念及び目標

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の教育の理念及び目標は、「法科大学院における教育によって我々が目指すものは、何よりも、国民のための司法を担う質の高い法曹の養成です。改めて指摘するまでもなく、我が国の法曹人口は、欧米先進諸国に比して著しく過少であり、とりわけ地方においては、国民は満足な法律サービスを受けられない状態におかれています。社会生活上の医師としての在野法曹を多数育成し、公正かつ合理的な紛争解決を実現して、「法の支配」を社会の隅々まで行き渡らせることが必要です。また、国境を越えた人的・物的交流がますます盛んになりつつある今日、法律問題も市民生活の場から国際ビジネスの現場に至るまで多様な形で生起しています。それぞれの状況に適切に対処するためには、優れた人権感覚、国際的な視野、あるいは高度な専門技術的知識が必要です。これらの能力をバランスよく身につけた法曹が求められていると思います。学習院大学法科大学院では、以上の見地から、社会に貢献しようという高い志と責任感を育み、法曹として必要な資質を磨くことに教育上の力点を置いています。」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイトを通じて広く社会に公表されている。

1-1-2：重点基準

教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、教育の理念及び目標に合った教育を実施するため、市民生活の場から国際ビジネスの最前線に至るまで多様な形で生起する法律問題を処理することのできるオールラウンドな力をもった実務法曹を育てるため、基礎学力の涵養に努めることに主眼を置き、基本的・基礎的なものから応用的・発展的なものへと、順次履修できる授業科目の配列や履修モデルの提示等が行われている。

当該法科大学院の授業における成績評価は厳格に実施され、修了認定も厳格な成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者の活動状況としては、法律事務所、検察庁等におけるものが挙げられる。

当該法科大学院の教育の理念及び目標は、司法試験の合格状況及び法曹としての活動状況その他修了者の進路及び活動状況から、当該法科大学院の教育を通じて、達成されている。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1：重点基準

法科大学院の課程の修了の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）並びに教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）を一貫性あるものとして策定していること。

すなわち、教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院においては、法科大学院の課程の修了の認定に関する方針を以下のとおり定めている。

- ・ 本法科大学院の掲げる基本理念に基づき設定された諸科目を履修し、所定の年限、単位、平均評点を満たすことが、学位授与の要件となる。法務博士の学位授与に際しては、社会や人間に対する深い洞察力、高度の法的専門知識、柔軟でバランスのとれた法的考察力、卓越した交渉能力、強い責任感及び倫理観を備えていることを、とりわけ重視する。

また、教育課程の編成及び実施に関する方針を以下のとおり定めている。

- ・ 本法科大学院における教育課程においては、法曹としての実務に共通に必要となる法分野についての科目、法曹に必要な実務的な基礎知識及び法曹倫理に関する科目、実定法の理解に寄与する基礎法学及び法学隣接科目、社会の多様なニーズに応えるための応用的・先端的科目をバランスよく設け、双方向型授業の採用、少人数へのクラス分け、厳格な成績評価により、個々の学生が真に深い学識と卓越した能力を培うことを目標とする。

当該法科大学院の教育課程は、授業科目「法曹倫理」、「民事模擬裁判」及び「刑事模擬裁判」において、学部生の履修を認めているが、履修を許可する際に明確な学力要件を設けていないことや、授業科目「法文書作成指導1」、「法文書作成指導2」、「法文書作成指導3」及び「法文書作成指導4」について、同一授業科目かつ必修科目であるにもかかわらず、担当教員により内容のばらつきが大きく、当該授業科目において設定された達成度に照らして成績評価を行う上で、問題となり得るものがあるものの、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的教育機関として、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育の理念及び目標を効果的に実現するために、1年次には、法律基本科目（憲法、民法、刑法、民事訴訟法及び刑事訴訟法）の基礎的知識を修得させ、2年次には、法律基本科目について更に体系的に知識を修得することにより、法曹として必要な高度な法知識を蓄積し、3年次には、最終学年における総仕上げとして、実務への架橋となる実践的な教育を行うなど、総合的な学力の向上を目指し、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、入学前導入教育の一環として、当該法科大学院の専任教員が学習の在り方を入学前から指導するなどの措置がとられている。

2-1-2 各授業科目について適切な到達目標が設定されていること。

当該法科大学院の到達目標は、「共通的な到達目標モデル」が存在する科目においては、それと同程度以上の内容及び水準で設定されている。

また、「共通的な到達目標モデル」が存在しない科目においては、授業を通じてどのような成果を達成するかを概括的に示した到達目標が設定されている。

2-1-3：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が適切な科目区分の下に開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

- (1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。
- (2) 法律実務基礎科目は、授業科目「法文書作成指導1」、「法文書作成指導2」、「法文書作成指導3」及び「法文書作成指導4」の教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているものの、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、模擬裁判、ローヤリング、エクスターンシップ及び公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目に係る授業科目が開設され、実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。
- (3) 基礎法学・隣接科目は、授業科目「比較法」、「アメリカ法1」、「アメリカ法2」、「法理学1」及び「法理学2」が開設され、社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を広げることにより寄与する教育内容を備えた授業科目になっている。
- (4) 展開・先端科目は、授業科目「商法総則・商行為法」の教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているものの、①企業法分野で活躍の法曹を志望する場合の履修モデルとの関連では、授業科目「労働法1」、「国際私法1」及び「知的財産法1」等、②一般民事法分野で活躍の法曹を志望する場合の履修モデルとの関連では、授業科目「消費者法」及び「支払決済法」等、③公法紛争や刑事法分野で活躍の法曹を志望する場合の履修モデルとの関連では、授業科目「租税法1」、「環境法1」及び「経済法1」等が開設され、おおむね社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的又は発展的な理解を得させるために、必要に応じて実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

2-1-4：重点基準

基準2-1-3の各号のすべてにわたって、教育上の目的及び各法科大学院の教育の理念及び目標に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設され、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的及び当該法科大学院の教育の理念及び目標に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生が段階的に履修することができるよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5：重点基準

基準2-1-3（1）に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者については、1年次及び2年次に配当される法律基本科目の中から、別に10単位を限度として必修又は選択必修とすることができる。

- | | |
|-------------------------------------|-------|
| （1）公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。） | 10 単位 |
| （2）民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32 単位 |
| （3）刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12 単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目12単位、民事系科目36単位、刑事系科目16単位、授業科目「法学入門演習」（1単位）及び「法学入門講義」（2単位）の合計67単位とされており、このうち5単位は、法学未修者の法律基本科目の基礎的な学修を確保するものとして、法学未修者1年次に配当される法律基本科目に当たる単位数であるとされている。

2-1-6：重点基準

（1）基準2-1-3（2）に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2単位）
- イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）
- ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

（2）（1）に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目（（1）に掲げる内容の授業科目を除く。）のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

- ア 模擬裁判
(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)
- イ ローヤリング
(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)
- ウ クリニック
(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、

解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面及びこれらの書面を作成する基礎資料となる文書等実務的な文書の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目として、独立した授業科目「法曹倫理」(2単位)が必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、授業科目「民事訴訟実務」(2単位)が必修科目として開設されているほか、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、授業科目「刑事実務」(2単位)が必修科目として開設されている。

また、模擬裁判は、授業科目「刑事模擬裁判」(2単位)が必修科目として、「民事模擬裁判」(2単位)が選択科目として開設され、ローヤリングは、授業科目「民事手続法演習」(2単位)が選択科目として開設され、エクスターンシップは、授業科目「エクスターンシップ」(1単位)が選択科目として開設され、公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目として、授業科目「公法訴訟実務」(2単位)が選択科目として開設され、このほか必修科目である授業科目「法文書作成指導1」、「法文書作成指導2」、「法文書作成指導3」及び「法文書作成指導4」(各1単位)と合わせて、法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち4単位以上を修得するものとされている。

法情報調査は、入学時のガイダンスにおいて新入生全員に対して指導を行うこととされ、法文書作成は必修科目である授業科目「法文書作成指導1」、「法文書作成指導2」、「法文書作成指導3」及び「法文書作成指導4」の中で適宜指導を行うこととされている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たって、教授会を通じ、実務家教員と研究者教員が協議し、授業内容及び担当教員について検討しているほか、授業科目「法曹倫理」については、実務家教員が責任者となって開設し、内容に即して研究者教員もゲストとして参加している。また、授業科目「エクスターンシップ」については、実務家教員と研究者教員の共同による派遣先の決定、

連絡及び学生指導が実施されている。

2-1-7 基準2-1-3 (3) に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設されていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足りる数の授業科目が開設されている。

2-1-8 基準2-1-3 (4) に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設されている。

2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【留意すべき点】

- 授業科目「法曹倫理」、「民事模擬裁判」及び「刑事模擬裁判」において、学部生の履修を許可する際に明確な学力要件を設けていないことから、法科大学院としてふさわしい水準・内容・方法で実施するに当たって問題が生じないよう取扱いに留意する必要がある。

【改善すべき点】

- 授業科目「法文書作成指導1」、「法文書作成指導2」、「法文書作成指導3」及び「法文書作成指導4」について、担当教員によって授業内容にばらつきがみられることから、同一授業科目であること及び必修科目として開講する趣旨を損なわないよう、開講形態について改善を図る必要がある。
- 授業科目「法文書作成指導1」、「法文書作成指導2」、「法文書作成指導3」及び「法文書作成指導4」について、担当教員によって授業内容が法律基本科目の内容にとどまっていることから、必修科目として開講する場合には、科目区分（基準2-1-3）、法律基本科目の必修総単位数（基準2-1-5）、法律実務基礎科目として修得することが求められる単位数（基準2-1-6）、修了要件単位数に占める法律実務基礎科目の単位数及び法律基本科目以外の科目の単位数に関する規定（基準4-2-1）に適合しない状態が生じている可能性があり、改善を図る必要がある。
- 法律実務基礎科目に配置されている授業科目「法文書作成指導1」、「法文書作成指導2」、「法文書作成指導3」及び「法文書作成指導4」について、教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっ

ているため、法律実務基礎科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。

- 展開・先端科目に配置されている授業科目「商法総則・商行為法」について、教育内容の一部が法律基本科目の内容にとどまっているため、展開・先端科目として開設されていることが一層明らかになるよう教育内容の改善を図る必要がある。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることに鑑み、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他専攻等の学生による当該法科大学院の授業科目の履修は、授業科目の性質等に照らして適切な場合に限られている。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、30人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 当該授業科目において設定されている到達目標の内容が学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされ、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものであること。
- (3) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (4) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業科目において設定されている到達目標はシラバスにおいて学生に示され、それを踏まえて、授業の進行及び自習の指示等がされており、学生が当該教育を受ければ到達目標を達成できるものとなっている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、知識の確実な修得に重点を置き、講義形式の授業方法も併用しつつ、学生の積極的な発言を促す工夫をするなどして双方向的な授業を行い、2年次以降配当の授業科目においては、具体的な事例や設問を用いて、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教

育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「エクスターンシップ」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、当該法科大学院の教員が、研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、成績評価や単位認定等に責任をもつ体制が整備されている。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法が、履修要覧及びシラバスに記載されるとともに、年度当初の履修ガイダンス及びG-Port（学習院大学ポータルサイト）を通じて告知されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置については、G-Port を通じた各授業科目の関連資料の事前配付、オフィスアワーの設定、休祝日関係なく7時から23時まで利用できる自習室の整備等が講じられている。

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次における履修登録可能な単位数の上限が以下の各号を満たしていること。

- (1) 最終年次を除く各年次においては、36単位を原則とし、これを超える単位数が設定されている場合には、その理由が合理的なものであることが明らかにされている必要がある。ただし、次の各号に掲げる授業科目については、36単位とは別にそれぞれの単位を限度として履修登録させることができる。

ア 法学未修者1年次及び2年次に配当される基準2-1-3(1)に定める法律基本科目に当たる授業科目 8単位

イ 基準4-2-1(1)ウに定める者の認定において、法学未修者1年次に配当される授業科目のうち履修免除の対象とならない授業科目及び法律科目試験で合格点に達せず履修免除されなかった授業科目 6単位

- (2) (1)のただし書にかかわらず、いずれの年次においても、44単位を超える単位数の設定はすることができない。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次においては、34単位が上限とされており、2年次においては、36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、44単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われていること。
- (2) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (3) 成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていること。
- (4) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (5) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (6) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。
- (7) 期末試験において筆記試験を実施しない場合には、筆記試験を実施せずに成績評価を行うことが授業科目の性質に照らして適切であるとする理由が明らかにされていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価の基準にしたがった成績評価の実施、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がされ、各授業科目において設定された達成度に照らし、おおむね学生の能力及び資質を反映し得る客観的かつ厳正なものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、一部の授業科目において、当該法科大学院で定められた各ランクの分布の在り方に関する法科大学院としての一般的な方針とは異なる分布で成績評価が行われているものの、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針が設定され、これらは履修要覧、年度当初の履修ガイダンス及びウェブサイトを通じて学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、期末試験、小テスト、レポート、平常点等としており、これらはシラバスに記載され、学生に周知されている。

一部の授業科目において、平常点の成績がほぼ一律満点となっているものがあるほか、各授業科目の成績評価に関するデータ及び各教員が平常点の採点を行うに当たり、出席していることのみをもって加点要素としないことについて、兼任教員に共有又は周知がされていないものの、当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、学生への答案（写）の返却、試験後の講評の実施、成績に疑義のあった場合に学生から提出される成績調査願に係る調査及び学生への回答、教授会において各授業科目の成績評価に関するデータを教員間で共有するなどの措置が講じられている。

成績評価の結果については、評価平均点（GPA）、履修した授業科目に関する成績の各ランクに学生が何人存在しているかを示すデータを成績表とともに学生に配付しているほか、期末試験の試験問題と採点のポイントを記載した冊子である「法科大学院の試験」を配付するなど、必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、採点時において受験者の匿名性が確保されるなど、期末試験における実施方法について配慮され

ている。追試験においても、一定の要件に該当する学生のみを実施されており、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。

期末試験は原則として筆記試験を実施することとされている。

なお、再試験は実施しないこととされている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、各学年における達成度に照らして、対象学年、進級要件及び進級要件を満たさずに原級留置となった場合の再履修を要する授業科目の範囲等の取扱い等が明確にされ、これらは履修要覧に記載されているほか、年度当初の履修ガイダンスにおいて学生に周知されている。

4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

- (1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

- ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

- ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

- (2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得している

こと。ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計 18 単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

なお、入学時に既に十分な実務経験を有する者であつて、当該法科大学院において実務経験を評価した上で適当と認められる場合には、カに属する授業科目のうち当該実務経験等に相当すると認められるものに代えて法律基本科目の履修を認め、これによる単位数をカに定める単位数に算入することができる(算入することのできる単位数は4単位を上限とする。)

ア 公法系科目	8 単位
イ 民事系科目	24 単位
ウ 刑事系科目	10 単位
エ 法律実務基礎科目	10 単位
オ 基礎法学・隣接科目	4 単位
カ 展開・先端科目	12 単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位数を、31 単位以上修得していること (なお、(2) においてカに算入した法律基本科目の単位数は、この号に関する限り、展開・先端科目の単位数と読み替える。)

当該法科大学院における修了要件は、3年以上在籍し、107 単位以上を修得することとされており、このうち5単位は基準2-1-5のただし書による単位数とされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、法学未修者については、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位及び入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、合計 33 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(法学既修者)については、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位と合わせて、33 単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 12 単位、民事系科目 36 単位、刑事系科目 16 単位、法律実務基礎科目 12 単位以上、基礎法学・隣接科目 4 単位以上、展開・先端科目 16 単位以上を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数については、法律基本科目以外の科目から 34 単位以上を修得することとされており、31 単位以上の修得が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102 単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102 単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

4-3-1：重点基準

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法律科目試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、採点の際の匿名性が確保されているほか、当該大学出身の受験者が有利となるような試験問題が出題されることがないように、学部試験問題とは異なるよう配慮するなど、当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、憲法、民法及び刑法については論述式筆記試験、民事訴訟法及び刑事訴訟法については記述式筆記試験が実施され、法科大学院全国統一適性試験、書類審査の結果等も踏まえて、合格した者を法学既修者として認定することとされている。法律科目試験については各試験科目について最低基準点を設定し、法学既修者として十分な能力を備えた者のみを合格させている。

法学既修者として認定された者について履修免除が認められる授業科目については、これらの法律科目試験の対象となった分野に限定されている。

また、法学既修者としての認定は、法学未修者1年次に配当される必修の法律基本科目すべての単位を一括して免除する方法で行われている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、24単位を修得したものとみなしている。この24単位については、1年次の必修科目29単位から基準2-1-5ただし書きに相当する法学未修者1年次に増加する授業科目「民法事例・判例研究1」（2単位）、「民法事例・判例研究2」（2単位）及び「法学入門演習」（1単位）を除いた合計24単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 一部の授業科目において、当該法科大学院で定められた各ランクの分布の在り方に関する法科大学院としての一般的な方針とは異なる分布で成績評価が行われているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 一部の授業科目において、平常点の成績がほぼ一律満点となっているため、成績評価の在り方について、全教員に周知徹底する必要がある。
- 成績評価に関するデータが兼任教員に共有されていないため、成績評価に関するデータの共有について検討・改善を図る必要がある。
- 成績評価における考慮要素のうち平常点に出席点を加味しないことについて、兼任教員に周知されていないため、授業科目を担当する全教員に周知徹底する必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、FD委員会が設置され、教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、授業内小テスト及び事前課題等の効用に関する意見交換、進級・原級・学習状況に関する意見交換及び情報共有、教員相互の授業参観の実施、授業評価アンケート等の実施・結果の検討等が行われている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らし、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を設定していること。

当該法科大学院においては、アドミッション・ポリシーについて、公平性、開放性及び多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる教育の理念及び目標に照らし、「本法科大学院は、国民のための司法の担い手となる質の高い優れた法曹を養成することを目的としている。そのために、入学者選抜に際しては、アドミッション・ポリシーとして、法曹資質にかかわる基礎学力、すなわち論理的思考能力、論述能力、既修者については基本的法律知識等を有するかどうかを重視する。また、志望動機が堅固であるか、バランスのとれた考え方ができるか、といった人物面を考慮し、社会に貢献しようという高い志を抱いている有為な人材を選抜することを目指す。」として設定されている。

6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、法務研究科長及び法務研究科主任の指揮・監督の下、大学全体の入学試験委員会に所属する入学試験委員2人（企画・運営担当及び調査・広報担当）を置き、入試業務の企画及び実施を行うとされ、合否判定は教授会構成員全教員が参加する合否判定会議の審議を経ることとされている。

6-1-3 各法科大学院の入学者受入方針に照らし、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況（志願者数、合格者数、試験問題等）が公表されているとともに、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられておらず、また、身体に障害のある者に対しては、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているほか、受験の際には、車いすに対応した座席等の用意、拡大鏡の使用の承認、受験時間の延長等、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応がされており、アドミッション・ポリシーに照らし、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院全国統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、法学未修者試験は、一般コース及び早期卒業・飛び入学を対象とするジャンプアップコースの2区分、法学既修者試験は、特に学力の優れた者を対象とする特待コース、一般コース及びジャンプアップコースの3区分を設けている。特待コース及び一般コースは、書類審査と筆記試験（法学未修者試験は小論文、法学既修者試

験は法律科目試験)の2段階審査、ジャンプアップコースは、書類審査と筆記試験(法学未修者試験は小論文、法学既修者試験は法律科目試験)に加えて面接試験の3段階審査をそれぞれ行うことにより、当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

なお、平成31年度入学者を対象とする入学者選抜から法科大学院全国統一適性試験の成績を利用することが任意化されたが、当該法科大学院においては、法学未修者及び法学既修者問わず、従来の内容から拡充された書面審査において、公平性、開放性、多様性の各観点から受験生の資質を測ることとしており、実績等審査のみならず能力審査の要素を含めて、多様な観点から受験生の資質を評価するとされている。さらに、法学未修者試験については、長文読解の要素を含む小論文試験を組み合わせ、法学既修者試験については、適確かつ客観的に判定するために筆記試験問題の内容、配点、出題の趣旨及び採点基準を公表するとされているほか、特待コースでは、法学に関する学力が特に優れていることの記述と根拠資料の提出を求めて評価することにより、法科大学院の履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等を適確かつ客観的に評価する方法で入学者選抜が行われている。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、すべての受験者に対して、学業成績のほか、入学志願票及び志望理由書に記入された内容も評価の対象に加え、大学等の在学者については、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものにならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は38人であり、収容定員90人を上回っていない。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と著しく乖離していないこと。

当該法科大学院における入学者受入においては、入学定員充足率が平成26年度及び平成30年度において50%を下回っているものの、入学試験を複数回実施するほか、入試説明会の複数回開催、志願者及び入学予定者を対象とする授業見学を実施するとともに、入学者数も10人を上回っていることから、所定の入学定員と乖離しないよう努めている。

6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、平成27年度及び平成28年度において入学者選抜における競争倍率が2倍を下回っているものの、平成27年度から入学定員の変更(50人から30人に削減)が行われているとともに、入学試験を複数回実施するほか、入試説明会の複数回開催、志願者及び入学予定者を対象とする授業見学を実施するなど、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が行われている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【留意すべき点】

- 平成27年度及び平成28年度において入学者選抜における競争倍率が2倍を下回っていることから、2倍を下回らないよう留意する必要がある。

【改善すべき点】

- 平成26年度及び平成30年度に入学定員充足率が50%を下回っていることから、所定の入学定員と乖離しないための改善措置を講じる必要がある。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、年度開始時に修学及び履修に関するガイダンスの実施、学生相談のための担任制等によって、学習支援の体制が整備されているほか、入学者に対して、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前導入教育の一環として、当該法科大学院の専任教員が学習の在り方を入学前から指導するなど、学習支援の配慮がされている。

法学未修者に対しては、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、授業科目「法学入門演習」及び「法学入門講義」において、個々の学生に対して予習の仕方、文献の調べ方等について指導するなど、学習支援において特段の配慮がされている。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、各教員のオフィスアワーの曜日及び時間帯を掲示するなどにより、学生に周知されている。

このほか、当該法科大学院を修了した弁護士がチューターとなり、学習支援プログラムを実施するなど、教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がされるとともに、授業料の減免制度、並びに学術奨励と経済援助を目的とする当該法科大学院独自の奨学金制度として「学習院大学専門職大学院学修支援支給制度」が整備されている。

学生生活に関する支援については、保健センターにおける健康相談や救急措置、学生相談室におけるカウンセリングを含む生活相談が行われているほか、各種ハラスメントについては、ハラスメント相談窓口による対応がなされているなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

(1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。

(2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、エレベーター、スロープ、多機能トイレ及び自動ドアが設置されているなど、整備充実に努めている。

身体に障害のある学生が入学した際には、点字教材の用意、手話のできる補助者及びノートテイク等々の支援スタッフを確保するなど、障害の種類や程度に応じた支援を行う予定であり、配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、全学のキャリアセンターが相談窓口となるほか、当該法科大学院の修了者である法務研修生及び法務研究生については担任制をとり、就職相談を含む様々な相談に応じている。また、就職支援サイト「ジュリナビ」の担当者を招き、在学生、新入生、法務研修生及び法務研究生を対象としたキャリアガイダンスを隔年で実施するなど、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【特色ある点】

- 学術奨励と経済援助を目的とする当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。

第8章 教員組織

1 評価

第8章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、審査委員会において候補者の審査を行い、教授会において審議する方法がとられている。

また、兼任教員及び兼任教員の採用に関しても、法務研究科長の発議に基づき、教授会で審議する方法がとられており、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数又は同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員を置いて算出される数のうちいずれか大きい方の数の専任教員（以下「必置専任教員」という。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、必置専任教員について、専門職大学院設置基準において12人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育の理念及び目標を実現するため、基準で必要とされる数を超えて専任教員が配置されている。

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、当該法科大学院が教育上主要と認める授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院が、教育上主要と認める授業科目は、必修科目のほか、法律基本科目である授業科目「憲法判例研究」、「行政法判例研究」、「債権法改正」及び「刑事訴訟法演習」、展開・先端科目である授業科目「債権保全・回収実務」、「企業法務1」、「企業法務2」、「民事法総合演習1」、「民事法総合演習2」、「民事法総合演習3」、「民事法総合演習4」、「刑事法応用演習1」及び「刑事法応用演習2」とされており、そのうち必修科目の授業は、約7割が専任教員によって担当されている。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める必置専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員16年以上の実務経験を有する者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する必置専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員のすべてが法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、すべての専任教員が年間20単位以下であり、適正な範囲内にとどめられている。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、自己の研究を促進し、教育の充実を図るため、学習院大学法科大学院研究休暇制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、研究補助室に専任教員の研究・教育活動のサポートを行う副手3人が配置されている。

以上の内容を総合し、「第8章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 実務経験と高度な実務能力を有する専任教員について、全員16年以上の実務経験を有している。
- すべての専任教員の授業負担が、年間20単位以下にとどめられている。

【特色ある点】

- 自己の研究を促進し、教育の充実を図ることを目的として学習院大学法科大学院研究休暇制度が導入されており、専任教員に相当の研究専念期間が与えられている。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である法務研究科長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、教授会が置かれている。教授会は、専任教員により構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜及び教員の人事等に関する重要事項について、審議することとされており、教授会における審議の結果及び意見が尊重されている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準5-1-1に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、法務研究科事務室が組織され、法科大学院の事務を担当する職員が配置されている。

また、法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、事務職員は、大学全体で実施している職員研修に参加しているほか、法務研究科研究補助室の副手は、全員採用時に研修を受けるとともに、スキルアップのために採用後も外部研修に参加する機会を設けるなど、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修が行われている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、法人から全体の予算編成方針が示され、それに対して学内でヒアリング及び部局間調整を行った上で、予算配分を行っており、設置者が当該法科大学院の運営に係る意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室及び演習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。教室及び演習室の一部については、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、教育研究等に支障なく使用されている。また、教育方法上の必要に応じた設備及び機器として、教室及び演習室には、映像再生機器、書画カメラ及びスライド等が配備されている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机が整備されるとともに、休祝日関係なく7時から23時まで使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、インターネット環境、プリンタ、複写機及び個人用ロッカーが整備されている。

さらに、ソフトウェアの面では、自習室等からパソコンを利用して「TKC法科大学院教育研究支援システム」及び法情報データベース等を利用できる環境が整備されている。

図書館については、学生図書室、法学部・経済学部図書センター及び大学図書館が整備されている。法学部・経済学部図書センター及び大学図書館は、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、当該法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。法学部・経済学部図書センターには、教員による教育及び研究並びに学生の学習に必要な図書及び資料が備えられており、図書の持出防止システムが設けられるなどの管理及び維持がされているとともに、必要な設備及び機器として、パソコン及び複写機等が整備されている。学生の学習に必要な基本的図書及び資料は、学生の専用又は優先利用のために備えられており、学生が随時利用することに支障がないようにする措置が講じられている。また、法学部・経済学部図書センターには、法情報調査に関する基本的素養を備えていて学生に随時助言することのできる職員が配置されている。

さらに、自習室においてパソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっており、学生図書室、法学部・経済学部図書センター及び大学図書館についても近くに位置しているなど、学生が図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することができるよう、十分配慮されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、そのほか非常勤教員には授業等の準備を行うことのできる講師控室が整備され、研究及び教育の効果的な実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、学生指導室が整備されており、面談の目的や人数に応じて適切なものが利用可能となっている。

施設の維持管理に当たっては、中央教育研究棟の9階から11階（法科大学院専用フロア）への入館及び自習室への入室は身分証明書及び学生証（ICカード）による入室制限が設けられており、学生、教職員、

その他の利用者の平穩安全が脅かされない環境が整備されている。

以上の内容を総合し、「第 10 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第11章 自己点検及び評価等

1 評価

第11章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として自己点検・評価委員会が設置され、「教育の理念及び目標、並びに修了者の進路及び活動状況その他教育の理念及び目標の達成状況」、「教育内容及び方法」、「成績評価並びに進級及び修了の認定」、「入学者に関する受入方針、並びに志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜」、「収容定員及び学生の在籍状況」、「学生の学習、生活及び就職の支援」及び「教員組織及び教育能力」に関する内容を含む評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。

また、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われている。

自己点検及び評価の結果については、外部評価の結果による指摘事項に基づき、当該法科大学院を修了した弁護士が、在学生及び修了者を指導する学習支援について、見直しが行われるなど、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されている。

11-2-1 法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

当該法科大学院においては、教育研究活動等の状況が、ウェブサイト、パンフレット及び入学試験要項等を通じて、毎年度、公表されているほか、自己点検及び評価の結果が「自己点検・評価報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

教員組織については、研究者教員については担当授業科目名、主な職歴、及び最近5年間における主な研究業績、実務家教員については、担当授業科目名、並びに法律実務に関する主な経歴、実績及び著作、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での主な公的活動及び社会貢献活動がウェブサイトの「教員紹介」を通じて公表されている。

そのほか、当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載等、広く周知を図ることができる方法によって、公表されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、一部の授業科目において試験問題及び答案が保管されていないものの、評価の基礎となる情報は、法務研究科長の指示の下、法務研究科事務室において調査、収集及び保管されて

いる。

以上の内容を総合し、「第 11 章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 一部の授業科目において、試験答案が保管されていないため、すべての授業科目について適切な方法で試験答案を保管する必要がある。

<参 考>

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

学習院大学大学院法務研究科法務専攻

(2) 所在地

東京都豊島区

(3) 学生数及び教員数（平成 30 年 5 月 1 日現在）

学生数：38 名

教員数：14 名（うち実務家教員 4 名）

2 特徴

(1) 沿革と理念

学習院大学は、開学以来、スクール・オブ・ガバメントの理念を掲げ、発展してきた。1964 年には政経学部から独立した法学部を設け、1972 年には、大学院法学研究科を発足させた。この法教育体制のもとで、多くの優秀な人材を法曹界に送り出してきた。修了生たちは、裁判官・検事・弁護士として、各々の分野において立派な活躍をしている。

(2) 開設

学習院大学は、平成 16 年 4 月 1 日に、入学定員 65 名（法学未修者コース約 15 名、法学既修者コース約 50 名）の法科大学院を開設した（なお、平成 27 年度より、入学定員は 30 名となっている）。これは、上記の沿革と理念とを基盤に司法制度改革の理念に正面から取り組み、本来の法曹教育を追求しようとするものである。そのことは、次にあげる主要な特徴に現われている。

(3) 主要な特徴

(ア) オーソドックスな法曹養成教育 裁判官・検察官・弁護士のすべての法曹分野に人材を送り出す目的で、全法分野にまんべんなく力点を置いた教育を行っている。カリキュラム内容はもとより各科目の教育実践をとおして、従来の法学部では行われていなかった法実務訓練の要素を導入するとともに、実務のあり方をふまえた高度な理論的法学教育を行っている。

(イ) 優秀な教授陣 そのようなオーソドックスな法曹養成教育を実践するためには、しっかりとした教授陣を組織する必要があるが、幸いにして発足以来それを実現することができた。現在本法科大学院に所属する実務家教員 4 名を含む 14 名の専任教員は、いずれもその専門法分野で優れた研究、教育、法実務上の経歴を有しており、さらに、法学部法学科所属の教員は、優れた研究

業績をもとに、法科大学院の教育にも参画している。

(ウ) 徹底した少人数教育 上記二つの特徴は、徹底した少人数教育によって維持されており、これをも特徴としてあげることができる。前述のように、入学定員を小規模のものとしたことは、授業クラスの規模を数人から 20 人、多くても 30 人ほどに編成でき、対話方式の教育の実施を容易なものとしている。さらに、教授一人に対して 4 名程度というクラス編成をする「法文書作成指導」の授業は、学生の個別の資質に応じた法実務教育を実現させている。

(4) その他の特徴

以上のほか、学習院大学法科大学院（以下「法科大学院」という）が勉学にふさわしい環境にめぐまれていることもあげることができる。

まず、大学キャンパスは、交通至便な地にあり、豊かな樹木のなかに落ち着いた雰囲気をもっている。このことは、法科大学院学生の誰もが賛美するよき学習環境である。

次に、教員と学生の間で親密な人間関係がみられることは、学習院大学のよき伝統であると広く認められてきた。法科大学院においてもこれが継承され、他大学から入学した法科大学院学生が異口同音に評価する人的雰囲気が形成されている。

さらに、中央教育研究棟の 9 階から 11 階は法科大学院専用となっており、特に 9 階は 1 フロアが全て法科大学院学生専用の自習スペースになっているなど、施設面についても充実した学生対応を行っている。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

本法科大学院は、国民のための司法を担う質の高い法曹を養成することを基本目的としている。これは、すでによく指摘されているように、日本の法曹人口が欧米先進諸国に比して過少であること、特に地方における法律サービスが不十分であることに対応するためである。そのためには、社会生活上の医師としての在野法曹を多数育成し、公正かつ合理的な紛争解決を実現して、「法の支配」を社会の隅々まで行き渡らせることが必要である。また、今日、法律問題も市民生活の場から国際ビジネスの現場に至るまで多様な形で生起する。こうした状況は、法科大学院発足以来 10 年以上を経る今日でも、対応すべき対象であることに変わりがない。それ故、優れた人権感覚、国際的な視野、あるいは高度な専門技術的知識をバランスよく身に付けた法曹の養成が必要とされている。この見地から、本法科大学院では、社会に貢献しようという高い志と責任感を育み、法曹として必要な資質を磨くことに教育上の力点を置き、以下のような法曹養成教育をしている。

（1）オールラウンドな法曹の養成

本法科大学院の教育課程は、企業法務から一般民事、刑事事件に至る幅広い領域のいずれにおいてであれ、また、弁護士、裁判官、検察官のいずれの立場においてであれ、十分にその務めを果すことができるようなオールラウンドな力を養うことに力点を置いている。

（2）法律サービスに恵まれない地域に献身する法曹の養成

法科大学院の設置は、単に実務法曹を養成するためでなく、憲法の定める「法の支配」の理念を実質化していくための抜本的な改革であることに思いを致せば、国民のための司法の担い手になるという意欲をもった法曹をこそ育てるべきであると考えられる。その意味で、法律サービスに恵まれない地域の人々のために、縁の下の力持ち的役割を進んで引き受ける法曹が求められる。本法科大学院は、そのような高い志をもった法曹をできるだけ多く輩出していくことを目指している。

（3）ビジネス・ロイヤーの養成

今日急速に需要が高まっている企業法務の領域で活躍できるビジネス・ロイヤーないしコーポレート・ロイヤーの養成を重要な目標としている。そのために、本法科大学院のカリキュラムの中に、「企業法務 1・2」、「知的財産法 1・2」、「経済法 1・2」といった、いわばビジネス・ローの諸科目が配置されている。

これらの具体的教育目的は、前述した本法科大学院の第一の特徴であるオーソドックスな法曹養成教育ということの反映であり、オールラウンドな法曹養成を行っているとの性格付けをしてきたところである。

